

## 業務フロー・コスト分析等の結果に基づく業務改善事例

独立行政法人名	環境再生保全機構	部課室等名	補償業務部業務課
対象事業名	公害健康被害補償業務の徴収業務	実施期間	平成21年度～25年度、平成26年度～30年度
分析対象とした事務区分	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第52条第1項の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者に対して補償給付等を行う費用を汚染原因者から汚染負荷量賦課金として徴収する業務		
分析実施の背景（問題意識等）	平成20年度以前は、全国156の商工会議所と個別に随意契約を行い、また、一部機構直轄で行っていた汚染負荷量賦課金の徴収業務について、平成21年度の契約（一般競争入札、25年度までの5カ年契約）から一括して外注することとした。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月25日閣議決定）に基づき、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等管理委員会改訂）等を参考に、よりコストを削減し、業務の効率化を図ることを目的として検討を行った。		
分析により明らかになった点	平成20年度以前は、全国156商工会議所と個別に随意契約を行い、また、一部機構直轄で行っていた汚染負荷量賦課金の徴収業務について、機構の人員費及び事務コストと一般競争入札により一括して外注する場合を比較して、外注する方が、機構の人員費及び事務コストよりも同等程度かそれ以下であることが分かったことから、平成21年度より一括して外注することとした。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」等を参考に、分析した結果、上記業務の委託費をより削減できると判断した。		
分析結果に基づき講じた改善措置	平成26年度～30年度までの委託契約に係る予定価格を、平成21年度～25年度までの委託契約に係る予定価格と比べて、仕様書内容に変更はないものの安価にすることができた。		
その効果	汚染負荷量賦課金の申告率、納付率を平成21年度～25年度と同程度に保ちながら平成26年度～30年度の委託費を削減することができた。		